

平成31年小野町議会定例会3月会議

議事日程（第1号）

平成31年3月7日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1号 平成30年度小野町一般会計補正予算（第5号）
〔上程、説明、質疑、以下日程第10まで同じ〕
- 日程第 5 議案第 2号 平成30年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第 3号 平成30年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第 4号 平成30年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 5号 平成30年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第 6号 平成30年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第 7号 平成30年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第 8号 平成31年度小野町一般会計予算
〔上程、説明、質疑、以下日程第17まで同じ〕
- 日程第12 議案第 9号 平成31年度小野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第10号 平成31年度小野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第11号 平成31年度小野町介護保険特別会計予算
- 日程第15 議案第12号 平成31年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算
- 日程第16 議案第13号 平成31年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算
- 日程第17 議案第14号 平成31年度小野町水道事業会計予算
- 日程第18 議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑、以下日程第27まで同じ〕
- 日程第19 議案第16号 小野町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第17号 小野町公共物管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第18号 小野町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第19号 小野町浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第20号 小野町上水道布設工事分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第21号 小野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第22号 小野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第23号 小野町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第24号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

日程第28 議案第25号 小野町道路線の認定について

[上程、説明、質疑、以下日程第29まで同じ]

日程第29 議案第26号 小野町道路線の変更について

日程第30 議案の委員会付託

日程第31 請願・陳情の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	渡邊直忠君	2番	会田明生君
3番	竹川里志君	4番	宗像芳男君
5番	田村弘文君	6番	籠田良作君
7番	水野正廣君	8番	遠藤英信君
9番	久野峻君	10番	佐・登君
11番	吉田康市君	12番	村上昭正君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大和田昭君	副町長	阿部京一君
教育長	西牧裕司君	総務課長	石井一一君
企画政策課長	吉田吉広君	税務課長	吉田徳一君
町民生活課長	鈴木稔君	健康福祉課長	村上昭一君
子育て支援課長	宗像喜也君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	郡司功君
地域整備課長	遠藤靖次君	教育課長	佐藤浩君
会計管理者 兼出納室長	吉田ひろ子君	代表監査委員	先崎福夫君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉田浩祥	次長	二瓶淳
書記	先崎勝人	書記	吉田靖章

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（村上昭正君） それでは、ただいまから平成31年小野町議会定例会3月会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

◎議事日程の報告

○議長（村上昭正君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村上昭正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、
1番 渡 邊 直 忠 議員
2番 会 田 明 生 議員
を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（村上昭正君） 日程第2、定例会3月会議の日程等について議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長。
4番、宗像芳男議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 宗像芳男君登壇〕

○議会運営委員会委員長（宗像芳男君） 去る3月4日に開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

平成31年小野町議会定例会3月会議の会議日程については、3月7日から3月15日までの9日間を目途に進めることといたしました。

次に、議案の採決方法について、議案第1号及び議案第8号については起立採決とし、議案第2号から議案第7号及び議案第9号から議案第26号までについては簡易採決により行うことといたしました。

次に、陳情の取り扱いについて、陳情第3号については厚生産業常任委員会に付託し、審議することと決定いたしました。

なお、陳情第1号及び陳情第2号については、小野町議会運営基準第131条の規定に基づき、委員会付託を行わず、写しを配付することと決定いたしました。

以上をもって報告といたします。

○議長（村上昭正君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって議会運営委員長報告のとおり、定例会3月会議の日程は、本日から3月15日までの9日間を目途に進めることといたします。

また、議案の採決方法について、議案第1号及び議案第8号については起立採決とし、議案第2号から議案第7号まで及び議案第9号から議案第26号までについては簡易採決により行うことといたします。

定例会3月会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（村上昭正君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長、農業委員会会長及び代表監査委員であり、その委任を受けました者の名簿はお手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

次に、本日までに受理した請願・陳情は3件であります。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第1号～議案第7号の上程

○議長（村上昭正君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第1号 平成30年度小野町一般会計補正予算（第5号）から日程第10、議案第7号 平成30年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）まで7議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第1号～議案第7号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 平成31年小野町議会定例会3月会議が開催されるに当たり、平成31年度一般会計予算を初めとする重要な議案を提出いたしました。以下、その概要をご説明申し上げますが、それに先立ち、町政執行に係る所信の一端を申し述べさせていただきます。

今年度は、小野町の指針「未来へ おのまち総合計画」のスタートの年となりました。この計画のもと、目まぐるしく変化する社会情勢に柔軟に対応し、発想力を高めながらスピード感を持って、主要プロジェクトを柱とした施策の着実な取り組みを進めるとともに、重要課題として大きく捉えております人口減少対策について、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「過疎地域自立促進計画」に基づく事業を実施して参りました。

日本全体の「人口減少・超高齢化社会」を迎えた構造的な問題の中で、当町の人口が1万人を割り込むこととなりましたが、悲観的に捉えることなく、この状況を受け入れ、持続可能な自治体として引き続き人口減少速度の減速を図ってきたところであります。

その中で、新たな行政需要を見据え、直近の山積する課題に対応しながら、西暦2040年ごろに迫り来る超少子高齢化社会など内政上の危機に直ちに対応して、広域的な行政連携やフルセット行政からの脱却を進める必要があることから、広域連携に関する取り組みとして去る1月23日に「こおりやま広域連携中枢都市圏形成のための連携協約」を締結いたしました。今般、連携協約を締結しました15市町村間で、平成31年度以降の具体的な内容を取りまとめているところであります。

次に、石垣市との交流事業についてであります。去る2月22日、村上議長、吉田副議長ご臨席のもと、石垣市において特産品交流による地域づくり協定を締結いたしました。協定締結式には、交流の橋渡し役を務めていただきました名誉町民の小泉武夫先生、町の産業団体の長や既に石垣市と交流を行っている小野高校教頭などの学校関係者、民間の事業者など19名で臨み、今後の交流発展を話し合っ参りました。気候や文化の異なる地域の交流・連携により、両地方に新たな発展の芽が出ることを期待しております。

今回の協定等の締結は、町にとりまして大変明るい話題であり、人口減少の中で行政の枠を超えた行政サービス仕様の共用化や交流関係の構築により、時代の変化に対応した新たなまちづくりの展開を進めていく考えであります。

さて、ことしは4月で平成の時代が幕を閉じ、5月には皇太子殿下が新天皇に即位され、新元号へ移行し、新たな時代が始まる歴史的な節目の年となります。私は、新しい時代を迎える中で、町が持続・発展し続けるためには、住民の皆さんと行政が知恵と力を合わせ、同じ目的のためともに協力して働く、協働のまちづくりが必要であると考えております。そして、地域社会における様々な課題に対し、住民の皆様にご協力いただきながら、住民と行政が連携し、町の将来像「人も自然も元気、みんなの笑顔がかがやくまち」実現に向け取り組んでいくことが大事であると思っております。

その中で引き続き町民が安心して暮らせ、持続可能なまちづくりを着実に前進させるため、総合計画の基本

理念である「安全安心ですみやすいまち」「オールおのまち」「自然を活かす・環境を活かす・人を活かす」「持続可能なまち」、そして掲げられた4つの基本目標の達成に向け、少子高齢化への対応や次世代を担う人材の育成、町の魅力発信の強化や環境、防災等の諸課題に対し、町民の皆様に協力をいただきながら取り組んで参る所存であります。

それでは、平成31年度当初予算編成等の概要について申し上げます。

予算編成につきましては、スタートから2年目を迎える総合計画に掲げる主要施策に加え、人口減少対策のための中心的な指針となるまち・ひと・しごと創生総合戦略や過疎地域自立促進計画に基づく諸事業に優先的に配分を行うとともに、認定こども園整備事業を初めとする子育て環境の充実や統合小学校等の公共施設の長寿化対策等、持続可能なまちづくりを推進するものであります。

また、農業所得の減少などにより町税等の減少が見込まれ、一般財源の確保が厳しさを増す中、国・県補助金等を的確に把握し財政確保に努めるとともに、ゼロベースから事業の必要性、優先度を十分に検証し、限られた財源の重点的、効果的な活用を図ったものです。更に、多様化する町民からの要望を町の施策に適切に反映させることができるよう、関係団体、国・県等と緊密な連携を図るとともに、庁内においては課等の枠組みにとらわれることなく、組織横断的な視点で編成作業を行い、事業の必要性、実効性を十分に勘案しながら予算編成したものです。

総合計画を加速的に推し進めるため予算規模が膨らむこととなりましたが、執行段階での創意工夫により歳出削減に努め、極力、収支バランスが整うように配慮していきたくと考えております。

さて、総合計画において将来像実現に向け、平成31年度において重点的に進める主な事業について基本目標ごとにご説明申し上げます。

まず初めに、基本目標1の「子育てや教育に喜びを感じ、そして生きがいを見出すために」における重点事業として、認定こども園整備事業に取り組みます。多様化する保育ニーズへの対応や就学前の教育・保育の充実を図るため、幼児教育・保育を一元的に提供できるよう幼保連携型認定こども園の計画を進めており、民設民営による運営事業者等の募集と並行し、敷地造成を図るものです。

次に、「結婚、出産、子育て応援事業」として、出会いの場創出などの結婚支援事業から、安心して出産・子育てができる支援サービスのより一層の充実を図り、子育てしやすいまちづくりを加速化します。

次に、「小中学校学力向上対策事業」として、小学校統合や小学校における英語の教科化を見据えた教育課程の編成を行い、外国人英語指導助手の積極的活用や教員の専門性の向上を図る研修の機会を拡充し、授業の質の改善や指導力向上を引き続き図って参ります。中学校の夏季休業期間の課外授業について、基礎学力対策に加え、外部講師活用による受験対策を日数等の見直しを図り拡充して実施します。

また、平成29年度より3年間の指定を受けた県の学力向上対策事業「学びのスタンダード」推進事業が最終年度を迎え、パイロット校の小野中学校・小野新町小学校及び推進協力校の飯豊、浮金、夏井第一小学校が引き続き取り組むほか、平成31年度において教育委員会指導主事の学校支援体制の充実を図り、より一層学力向上に努めて参ります。

基本目標2の「便利で住みよいきれいな町を目指して」における重点事業として、「役場庁舎の整備推進事業」に取り組みます。公共施設等整備検討委員会から提言を受けた役場庁舎について、新たな役場庁舎建設に

向け、今年度実施しました庁舎建設適地についての公聴会や意見募集の結果を踏まえ、庁舎の位置、機能、規模、整備期間などについて具体的に検討を進めて参ります。

次に、「小野インターチェンジ周辺開発推進事業」として、町の優れた地域資源である小野インターチェンジの周辺を活用し、人を呼び込み、産業・文化・観光などによる交流を促進し、町の更なる発展を目指すものであります。今年度、構想の具体化に向け、庁内会議や作業部会などで検討を行って参りましたが、新たに課題も多く見られるようになったため、引き続き庁内会議での検討のほか、学術機関との共同研究を進めて参ります。多額の投資と多くの人材を必要とする事業でありますので、より専門的な見地からの研究を進めるものであります。また一方で、集客や地域振興を図る大規模開発は、住民の意識の高揚も求められることから、講演会などを開催するなど、住民がこの問題に触れる機会の創出を図って参ります。

次に、「防災対策事業」として引き続き住宅用火災警報器の設置について助成を行います。尊い人命と財産を火災から守ることを目指し、未設置の解消と適切な更新が図られるよう事業を進めて参ります。

次に、「街なか道路整備事業」として引き続き、街なかにおける安全な歩行空間確保のために舗装の段差解消や既設の老朽側溝の改修を進めて参ります。また、「街なか町道」の一部狭隘、クランク箇所を解消するための拡幅整備工事や小野新町駅前の混雑解消のための交通安全対策工事を行います。更に、安心してまち歩きができる環境整備として、地元行政区等と連携を図りながら、公共空き地の活用も図って参ります。

基本目標3の「将来への不安のない健康的な暮らしを全ての町民へ」における重点事業として、「町民の健康づくり事業」に取り組みます。壮年期から増加する生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るため、運動教室の開催や引き続き減塩対策として塩分濃度計購入費用の助成を行うほか、各種栄養教室の開催、特定保健指導、訪問による各種保健指導により健康意識の向上と健康増進の充実を図ります。

次に、「公立小野町地方総合病院の運営支援と初期医療体制の整備推進事業」として、昨年5月より平日夜間の救急患者受け入れを再開しました。今後は、公立小野町地方総合病院に対し、医師確保のための支援を今まで以上に強化し、早期に24時間体制の診療の再開を目指します。

基本目標4の「働く喜びをみんなで感じるために」における重点事業として「担い手育成・確保、農地集積・集約化推進事業」に取り組みます。認定新規農業者に対し、就農初期の負担軽減等を図るため支援金を交付するほか、農地中間管理機構等を活用した農地集積・集約化を推進します。

次に、「6次産業化・新振興作物推進事業」として、町内産の農作物を活用した6次産業化を図るため、各種研修会の開催、小野高校と連携した商品開発を継続して取り組むほか、販売に向けた取り組みに対し支援を行います。また、郡山女子大学と連携し開発した小野町の米と石垣市の塩を使った塩麴について、その特徴を生かした食品の商品化に向けた取り組みを進めます。

このほかにも、新規事業や重点的に進める事業等の主なものとして、人口減少対策に資するため、平成27年度に策定開始されました「小野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」であります。平成31年度をもって計画期間が満了することから、現状を踏まえ、新たな戦略を策定して参ります。

次に、今年度より内容を見直してスタートしました地域づくり応援事業であります。人口の減少・ニーズの多様化などにより、ますます住民と行政が連携した協働のまちづくりが求められてくることから、町民の機運醸成を図る上でも制度の周知と優良事業の選択・広報に努めて参ります。

次に、観光誘客事業であります。福島県内の観光誘客数や交流人口については、震災前の観光客数に戻りつつある状況であります。今年度に引き続き、観光関係団体と連携し、各種観光イベントや観光情報の発信を積極的に行う考えであり、新たに町のイメージアップと中心市街地のにぎわい創出・活性化を図るため、町道リカちゃん通り線においてサマーイルミネーションを実施するほか、小野新町駅前のイメージアップと利便性の向上のため、観光客等が利用できる公衆用トイレの整備を行います。

また、観光資源の保全と整備として、町の重要な観光資源である夏井千本桜や県立自然公園である高柴山、矢大臣山、東堂山について、地域の皆さんの協力を得ながら観光客の安全と環境保全のための整備を継続して行うほか、東堂山満福寺に奉納されている昭和羅漢については500体の奉安が間近となっていることから、記念事業等を視野に入れ、施設の整備とPR活動を行って参ります。

次に、教育環境に関しましては、小学校統合を見据えた学校間の交流活動を引き続き実施していくほか、統合小学校の開校に向け、校歌、校章、校旗などの整備、仮校舎となる小野新町小学校の環境整備を重点的に行うとともに、町・教育委員会において閉校式と開校式に向けた準備を進めて参ります。また、小学校ごとに閉校記念事業実行委員会を設立し、閉校記念式典実施に向けた準備や閉校記念誌の作成を行って参ります。

以上、平成31年度予算編成における基本方針及び主な施策の一端を述べさせていただきました。

ことは、先にも申し上げましたが、新たな時代が幕を開けます。「笑顔とがんばりの町」のキャッチフレーズのように、この町が平和で笑顔にあふれ、町民の皆さん一人ひとりが希望と誇りを持てる、そして、ここに住む人たちが「住んでいてよかった」「これからも住みたい」と笑顔で言っていただける「幸せを実感できる」まちづくり実現に向け、私自身が先頭に立ち進めるのは当然であります。住民の皆さんの協力をいただきながら「オール小野町」で取り組んで参りますので、議員各位のなご一層のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。

それでは、平成31年小野町議会定例会3月会議に提出をいたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第7号までの平成30年度各会計補正予算7案件につきましてご説明申し上げます。

議案第1号 平成30年度小野町一般会計補正予算（第5号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から1億5,589万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を55億3,929万3,000円とする補正予算であります。各費目において事業完了による計数整理が主なものであります。

歳入において、特別交付税、震災復興特別交付税、小野小町ふるさと応援寄附金等を増額し、法人町民税、保育園保育料、非被用者児童手当国庫負担金、国民健康保険保険基盤安定県負担金、子どもの医療費助成事業県補助金、ふくしま森林再生事業県補助金、過疎対策事業債等を減額するものであります。

歳出におきまして増額するものとしたしましては、地方バス路線維持対策事業補助金、小野小町ふるさと応援寄附金基金積立金、田村広域行政組合情報管理費分担金、公立小野町地方総合病院企業団負担金等を増額しております。

減額するものとしたしまして、地域おこし協力隊活動経費、介護保険特別会計繰出金、国民健康保険特別会計繰出金、認定こども園基本・実施設計業務委託料、ふくしま森林再生事業森林整備事業委託料等でありま

歳入・歳出増減補正の主なものは以上のとおりですが、財政調整基金の減額調整によって収支の均衡を図るものであります。また、完了が次年度となる見込みの地域医療介護総合確保事業のほか、2事業につきまして繰越明許費として所要の措置を講じるものであります。

次に、議案第2号 平成30年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から4,462万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億5,917万2,000円とする補正予算であります。

歳入において、国民健康保険税、保険給付費等交付金、一般会計繰入金等を減額し、災害臨時特例補助金、一般被保険者返納金等を増額するものであります。

歳出において、一般被保険者療養給付費、健康増進費等を減額し、直営診療施設勘定繰出金等を増額し、予備費で収支の調整を行うものであります。

次に、議案第3号 平成30年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から147万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億1,268万9,000円とする補正予算であります。

歳入において、繰入金、受託事業収入を減額するものであります。

また、歳出において後期高齢者医療広域連合納付金、保健事業費を減額するものであります。

次に、議案第4号 平成30年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から5,641万円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億9,360万1,000円とする補正予算であります。

歳入において、保険料、県補助金を増額し、国庫支出金、支払基金交付金、県負担金、繰入金を減額するものであります。

歳出において、介護給付費適正化システム使用料等を減額するほか、保険給付費等の各費目において年間見込み額の増減補正をするものであります。

次に、議案第5号 平成30年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から1,103万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,596万1,000円とする補正予算であります。

歳入において、浄化槽設置費分担金、循環型社会形成推進交付金、一般会計繰入金、下水道事業債等を減額し、歳出において浄化槽設置工事費及び修繕料等を減額するものであります。

次に、議案第6号 平成30年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に73万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を374万3,000円とする補正予算であります。

歳入において、財産運用収入を減額するほか、文化・体育振興基金造成一般寄附金を増額し、同様に一般会計繰入金を増額するものであります。また、歳出において文化振興費を減額するほか、一般寄附金、一般会計繰入金の合計額分を文化・体育振興基金積立金へ積み立てするものであります。

議案第7号 平成30年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的収支につきましては、収入について59万9,000円を増額し、総額1億7,141万4,000円、支出について138万3,000円を減額

し、総額1億6,449万円とするものであります。

収入において消火栓維持管理負担金を増額し、支出において浄水施設動力費、消費税及び地方消費税納付金等を増額し、浄水施設各種業務委託料等を減額するものであります。

資本的収支につきましては、収入について49万5,000円を減額し、総額6,102万9,000円、支出について216万8,000円を減額し、総額1億1,204万8,000円とするものであります。

収入において企業債、一般会計補助金等を減額し、河川改修事業補償費、道路改修事業補償費を増額し、支出において配水管設計業務委託料等を減額するものであります。

以上、議案第1号から議案第7号までの平成30年度各会計補正予算7案件につきましてご説明を申し上げましたが、いずれも真に必要な補正予算であります。

なお、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくようお願いを申し上げます。

○議長（村上昭正君） 暫時休議いたします。

これより、ただいま町長から報告のありました最近の主な行政諸般の内容を記載した書面を配付いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

○議長（村上昭正君） 配付漏れはありませんか。

なければ再開いたします。

◎議案第1号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第1号 平成30年度小野町一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第1号について質疑を終わります。

◎議案第2号～議案第7号の質疑

○議長（村上昭正君） 次に、議案第2号 平成30年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議

案第7号 平成30年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）までの6議案について一括して質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第7号までの6議案について質疑を終わります。

◎議案第8号～議案第14号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第11、議案第8号 平成31年度小野町一般会計予算から日程第17、議案第14号 平成31年度小野町水道事業会計予算まで、7議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第8号～議案第14号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第8号から議案第14号までの平成31年度各会計当初予算7案件につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第8号 平成31年度小野町一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億2,200万円とするもので、平成30年度当初予算53億7,100万円に対し、5,100万円、0.9%の増となるものであります。

歳入につきましては、町税が2.1%減の10億2,132万2,000円、地方交付税が震災復興特別交付税等の増により1.1%増の20億4,137万9,000円、町債が10.4%増の7億5,150万円で、このうち、緊急防災・減災事業債が1,930万円、過疎対策事業債が5億8,960万円、臨時財政対策債が1億2,400万円、公共施設等適正管理推進事業債を1,860万円見込むものであります。

続きまして、歳出であります。個別施設計画策定支援業務委託料、小野小町ふるさと応援寄附金積立金、基幹系システムクラウド利用料、認定こども園敷地造成工事費、ふくしま森林再生事業森林整備業務委託料、リカちゃん通りサマーイルミネーション事業委託料、小野新町駅前公衆用トイレ設置工事費、町道拡幅・舗装

新設工事費、小野公園野球場フェンス更新・トイレ修繕工事費、消防ポンプ車購入費、小野新町小学校西校舎教室内装修繕工事、ふるさと文化の館改修工事費等を計上するものであります。

最後に予備費として、前年度同額の3,000万円を計上するものであります。

次に、議案第9号 平成31年度小野町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を、前年度比4,611万7,000円、3.9%増の12億1,694万4,000円とするものであります。

歳入において、国民健康保険税を1億9,450万9,000円、県支出金を8億9,776万8,000円などを見込むもので、歳出において保険給付費を8億6,974万4,000円、国民健康保険事業費納付金を2億8,389万3,000円、保健事業費を1,790万6,000円などを見込むものであります。

次に、議案第10号 平成31年度小野町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を前年度比385万8,000円、3.4%減の1億1,006万1,000円とするものであります。

歳入において、後期高齢者医療保険料を7,292万6,000円などを見込み、歳出において、後期高齢者医療広域連合納付金を1億358万1,000円などを見込むものであります。

次に、議案第11号 平成31年度小野町介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を、前年度比7,689万2,000円、5.8%増の14億352万4,000円とするものであります。

歳入において、介護保険料を2億5,475万円、国庫支出金3億6,408万2,000円などを見込み、歳出において、保険給付費を12億8,650万などを見込むものであります。

次に、議案第12号 平成31年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を、前年度比756万2,000円、9.6%減の7,123万1,000円とするものであります。

歳入において、浄化槽設置分担金750万円、浄化槽使用料1,726万7,000円、下水道事業債930万円などを見込み、歳出において浄化槽設置工事費3,683万7,000円などを見込むものであります。

次に、議案第13号 平成31年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を、前年度比1,000円増の251万2,000円とするものであります。

歳入において、文化・体育振興基金繰入金240万7,000円などを計上し、歳出において、文化・体育振興のための基金運用費に241万1,000円充てるものであります。

次に、議案第14号 平成31年度小野町水道事業会計予算についてであります。収益的収支におきましては、収入において前年度比225万2,000円、1.3%減の1億6,479万5,000円、支出において前年度比137万7,000円、0.9%減の1億6,000万1,000円と定め、資本的収支におきましては、収入において前年度比1,816万1,000円、37.9%減の2,982万円、支出において前年度比777万3,000円、7.9%減の9,110万7,000円とするものであります。

主な内容であります。収益的収支において、収入では水道使用料1億2,425万1,000円などを見込み、支出では浄水施設維持管理費用、減価償却費、企業債利息などを計上するものであります。

資本的収支において、収入では工事負担金を612万円、企業債を1,190万円、一般会計補助金1,180万円などを見込み、支出では配水管布設替工事費を2,662万円、企業債償還金2,637万2,000円などを見込むものであります。

以上、議案第8号から議案第14号までの平成31年度各会計予算7案件につきましてご説明を申し上げますが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご

議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。よろしくようお願いを申し上げます。

◎議案第8号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第8号 平成31年度小野町一般会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第8号について質疑を終わります。

◎議案第9号～議案第14号の質疑

○議長（村上昭正君） 次に、議案第9号 平成31年度小野町国民健康保険特別会計予算から議案第14号 平成31年度小野町水道事業会計予算までの6議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第9号から議案第14号までの6議案について質疑を終わります。

◎議案第15号～議案第24号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第18、議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第27、議案第24号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてまで、10議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第15号～議案第24号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

[町長 大和田 昭君登壇]

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第15号から第24号までの条例の一部改正10案件につきましてご説明をいたします。

議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、福島県人事委員会より最近のガソリン価格の変動など、職員の通勤事情を踏まえ、手当額について検討する必要がある旨の報告を受け、県において見直しが行われることから、当町においても県と同様、自動車等を使用して通勤する職員に支給する通勤手当について、その限度額を月額5万2,500円から5万9,900円に引き上げを行うもので、平成31年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第16号 小野町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、小野新町小学校西校舎の空き教室を利用し実施している放課後児童クラブにおいて、平成32年4月の小学校統合に伴い、現在使用している空き教室がなくなることから、実施場所を「小野新町小学校」から「小野町勤労青少年ホーム」に移動するため関連する条例の一部を改正するもので、平成31年7月22日から施行するものであります。

次に、議案第17号 小野町公共物管理条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、消費税法の改正により、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に税率が引き上げられることに伴い、公共の土地等の占有料等に乗じる率を改正するもので、平成31年10月1日より施行し、施行日以後の占有の期間に係る料金より適用するものであります。

次に、議案第18号 小野町行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてであります。前号同様、行政財産の使用料に乗じる率を改正するもので、平成31年10月1日より施行し、施行日以後の使用の期間に係る料金より適用するものであります。

次に、議案第19号 小野町浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例についてであります。前号同様、浄化槽使用料の消費税相当分を引き上げるもので、平成31年10月1日より施行し、施行日以後の使用期間に係る使用料から適用するものであります。

次に、議案第20号 小野町上水道布設工事分担金徴収条例の一部を改正する条例についてであります。前号同様、上水道布設工事分担金の額を、消費税相当分を引き上げるもので、平成31年10月1日より施行し、施行日以後の新設及び改造の申込受付の際に生じる分担金から適用するものであります。

次に、議案第21号 小野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。前号同様、小野町水道事業は消費税課税対象事業であることから、給水料金及びメーター器使用料に係る消費税相当分を引き上げるもので、平成31年10月1日より施行し、施行日以後の使用期間に係る料金より適用するものであります。

次に、議案第22号 小野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。前号同様、道

路の占用の期間が1カ月に満たないものについての占用料の消費税相当分を引き上げるもので、平成31年10月1日より施行し、施行日以後の占用の期間に係る料金より適用するものであります。

次に、議案第23号 小野町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、水道法施行令等の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に係る規定の整備を行うため所要の改正を行うものです。

改正内容としては、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に「専門職大学の前期課程修了者」を含むよう規定を改正するほか、布設工事監督者が履修する科目の修正に伴い資格基準の規定を改正するもので、平成31年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第24号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、町営住宅の老朽化等に伴い住宅の解体を行ったことから住宅管理戸数を改めるものであります。

公営住宅法に基づき設置した住宅戸数について、槻木内S団地の戸数を「5戸」から「1戸」に改め、合計の団地戸数を「243戸」から「239戸」に改めるものです。また、公営住宅法に基づかないで設置した住宅戸数について、七生根団地の戸数を「3戸」から「2戸」に改め、合計の団地戸数を「10戸」から「9戸」に改めるもので、平成31年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第15号から議案第24号までの条例の一部改正案件10件につきましてご説明を申し上げましたが、なお、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたささせていただきますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第15号～議案第24号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第24号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてまでの10議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第15号から議案第24号までの10議案について質疑を終わります。

◎議案第25号及び議案第26号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第28、議案第25号 小野町道路線の認定についてから日程第29、議案第26号 小野町道路線の変更についてまで、2議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

[議会議務局長朗読]

◎議案第25号及び議案第26号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

[町長 大和田 昭君登壇]

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第25号 小野町道路線の認定についてであります。本案は、大字皮籠石字鶴庭地内に整備を進めておりました道路工事が完了したことから、町道路線への新規認定を行い、住民の生活環境の向上と適切な道路管理を図りたく、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第26号 小野町道路線の変更についてであります。本案は、大字谷津作字鬼石地内の町道鬼石線の拡幅工事が完了し、既認定路線の延伸が図られたため適切な道路管理を図りたく、道路法第10条第2項及び第3項の規定により変更をいたしたく、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第25号から議案第26号までの道路路線認定・変更案件2件につきましてご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

◎議案第25号及び議案第26号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第25号 小野町道路線の認定についてから議案第26号 小野町道路線の変更についてまでの2議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第25号から議案第26号までの2議案について質疑を終わります。

◎議案の委員会付託

○議長（村上昭正君） 日程第30、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（村上昭正君） 日程第31、請願・陳情の委員会付託を行います。

陳情第3号については、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり付託いたします。

なお、陳情書の写しはお手元に配付のとおりであります。

◎散会の宣告

○議長（村上昭正君） 以上をもって本日の会議日程は全部終了いたしました。

本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午前11時11分